

農業者年金に 加入しましょう

新しい制度の特色

① 農業従事者なら誰でも加入
国民年金の第1号被保険者
で、年間60日以上農業に従
事する60歳未満の方は、農
地を持っていなくても加入
できます。

② 保険料は自由に選択

毎月の保険料は2万円を基
本として、最高6万7千円
まで千円単位で選択できま
す。また、減額・増額はい
つでもできるようになって
います。

③ 税制面で大きな優遇措置

保険料は全額社会保険料の
対象になり、年金給付につ
いても公的年金控除の対象
になります。

④ 意欲ある担い手農業者に助 成

認定農業者等一定の要件を
備えた意欲ある担い手農業
者に対し、保険料（月額2

万円）の2割、3割または
5割の政策支援（国庫助成）
があります。

⑤ 積立方式で安定した財政運 営

将来受給する年金を自らが
年金原資を積み立てるの
で、少子高齢化の進展にも
対応でき、長期に安定した
年金制度になっています。

⑥ 80歳までの保証がついた終 身年金

年金は終身受給できます
が、加入者や受給者が80歳
になる前に亡くなった場合
は、80歳までに受け取るは
ずの金額を死亡一時金とし
て遺族の方が受け取れま
す。

農業者年金の加入等に関す
るお問い合わせは、お近くの
JA農協、又は、いの町農業委
員会（893-1115）・
吾北総合支所産業課（867
-2313）・本川総合支所産
業建設課（869-2115）ま
までお願いします。

高知労働局・ 労働基準監督署 よりお知らせ

石綿ばく露を原因とする疾
病により死亡した労働者のご
遺族で遺族補償給付又は特別
遺族給付金の請求がお済みで
ない方は、高知労働局又は最
寄りの労働基準監督署にご相
談ください。特別遺族給付金
の請求期間は、平成21年3月
26日までです。

問い合わせ

高知労働局 労災補償課

☎ 885-6025

高知労働基準監督署

☎ 885-6031



石綿業務に従事した 離職者に対する特別 健康診断事業

過去に石綿を製造し、又は
取り扱う作業に従事し、事業
所の廃業等何らかの理由によ
り石綿健康診断を受診できな
い次の対象者に、無料で健康
診断を実施します。

対象者

石綿を製造し、又は取り扱
う事業に従事して退職した方
で、次の全ての項目を満たし
ている方。

① 従事した作業が特定できる
こと。

② 初回ばく露から10年以上経
過していること。

③ 以前石綿作業に従事してい
た事業所で石綿健康診断を
受診できない状況にあるこ
と。

④ 石綿に係る健康管理手帳を
所有していないこと。

※申請された方全員が受診で
きるとは限りません。

受付期間

11月1日（水）

～11月17日（金）

問い合わせ

高知労働局労働基準部安全

衛生課

☎ 885-6023

個人墓地をつくる には保健所の許可が 必要です

最近、保健所の許可なく個
人墓地を設置する事案が増え
ていますが、設置の際には
「墓地、埋葬等に関する法律」、
「高知県墓地、埋葬等に関する
法律施行条例」により県知事
（保健所）の許可を得なければ
なりません。

許可なしに設置した場合罰
せられることがあります。

個人墓地設置をお考えの方
は、事前に環境課又は高知県
中央西福祉保健所へご相談く
ださい。

問い合わせ

環境課

☎ 893-1160

高知県中央西福祉保健所

☎ 0889-22-1286